

「令和2年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、東北6県で「令和2年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関、独立行政法人等、地方自治体の施設管理者や保全業務担当者等を対象に毎年度開催しているものです。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策をふまえ、開催時期を例年の7月から9月に延期し、会場内の「3つの密」を避けるため、各機関からの参加人数を1名とする制限にご協力いただき、6会場合わせて116機関、116名の方々の出席のもと開催しました。

■令和2年度 東北地区官庁施設保全連絡会議 開催状況一覧

開催地	会場	開催日	上段：延べ出席機関数（主催者を除く） 下段：延べ出席者数（主催者を除く）			
			国家機関	独立行政法人等	地方自治体	計
仙台市	TKP ガーデンシティ 仙台勾当台	令和2年9月 3日	25 機関	1 機関	3 機関	29 機関
			25 人	1 人	3 人	29 人
山形市	山形テルサ	令和2年9月 8日	9 機関	0 機関	4 機関	13 機関
			9 人	0 人	4 人	13 人
盛岡市	盛岡第2合同庁舎	令和2年9月10日	13 機関	1 機関	6 機関	20 機関
			13 人	1 人	6 人	20 人
福島市	コラッセふくしま	令和2年9月17日	11 機関	1 機関	5 機関	17 機関
			11 人	1 人	5 人	17 人
青森市	青森第2合同庁舎	令和2年9月25日	11 機関	0 機関	3 機関	14 機関
			11 人	0 人	3 人	14 人
秋田市	秋田合同庁舎	令和2年9月29日	16 機関	0 機関	2 機関	18 機関
			16 人	0 人	2 人	18 人
計			90 機関	3 機関	23 機関	116 機関
			90 人	3 人	23 人	116 人

会議では、官庁施設の保全の必要性等についての説明のほか、具体事例を含めた国家機関の建築物等の定期点検制度（建築基準法及び官公法に基づく点検、官公法に基づく支障がない状態の確認）についての説明や保全指導結果事例及び施設保全に関連する資料等の紹介を行いました。

また、環境省 東北地方環境事務所から「政府実行計画について～政府のオフィスや公用車等に関する温暖化対策計画～」と題し、官庁施設におけるLED照明の導入や公用車への次世代自動車の導入、ワークライフバランスの配慮といった省CO₂にもつながる効率的な勤務態勢の推進等についての基本的な考え方や留意点について説明いただきました。



【説明会場の状況】



【東北地方環境事務所からの説明】



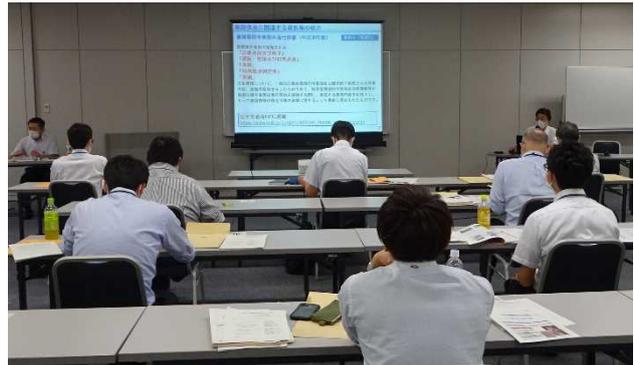
【国家機関の建築物等の保全の現況の説明】



【国家機関の建築物等の定期点検制度の説明】



【保全指導結果事例の説明】



【施設保全に関連する資料等の紹介】

会議終了後、参加者にご協力いただいたアンケートの結果では、次のようなご意見をいただきました。

- 保全の必要性、関係法令・具体事例について良く知ることができ有意義なものだった。
- 施設と同様にそれらの情報を引継ぐ事が担当者として重要だと説明を受けて実感した。
- 保全指導結果事例で紹介された内容が、自分の庁舎にもあてはまるものだったので、修繕等を検討するきっかけとすることができた。
- 応急的な対応の引き継ぎにも役に立つ内容だった。
- 経験年数が少ない担当者も参加させたい。
- 設備関係の内容も少し入れてほしい。
- 今年度はコロナ感染防止の為遅い時期になったが、早い時期の開催を希望する。

これらの貴重なご意見をふまえ、次回以降の開催においても、よりご要望に沿った会議となるよう改善してまいります。

会議終了後には保全相談を受け付け、国家機関の方から、「外壁点検の方法」についての相談や、「法定点検の対象建築物」に関する詳細確認等が寄せられました。

私ども東北地方整備局では、みなさまの保全業務に必要な技術的支援をはじめ、保全に関する疑問やお悩みなどにつきましても相談窓口を設けておりますので、お気軽にご連絡ください。

<保全に関する相談窓口はP12に掲載しています>



【保全相談の状況】

(3) 点検部位・点検資格者・点検周期等

点検部位等		点検資格者	点検周期
建築物の敷地及び構造	敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等、その他	一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者	3年以内毎
昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	一級建築士、二級建築士、昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
昇降機以外の建築設備	換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備	一級建築士、二級建築士、建築設備検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
防火設備	防火扉・防火シャッター等駆動装置と連動している防火設備	一級建築士、二級建築士、防火設備検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎

2. 支障がない状態の確認

官公法により、各省各庁の長は所管する建築物等を適正に保全しなければならないとされており、すべての国家機関の建築物等においては、「保全の基準」に基づき「支障がない状態」に保全する必要があります。

これは建築基準法及び官公法に基づく「点検」とは別の行為であり、建築物等が、安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保全されていることを定期的に確かめる行為です。

(1) 関係法令等

官公法	第11条	国家機関の建築物等の保全
各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯設備を、適正に保全しなければならない。		
保全の基準	国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（H17国交告第551号）	
実施要領	国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成22年3月31日） (URL http://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf)	

(2) 対象施設

すべての国家機関の建築物とその附帯施設（仮設建築物を除く）

(3) 実施者

施設管理者（確認の実施に必要な資格はありません）

(4) 確認周期

建築物（敷地・構造）・・・概ね1年

建築設備・・・・・・・・・・・・・・・・概ね6ヶ月から1年

※ 詳細は「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（別表）」による

(5) 確認項目等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（別表）」によります。また、「支障がない状態の確認」のパンフレットに掲載の「支障がない状態の確認用チェックリスト」を用いて一般的な事務庁舎における支障がない状態の確認を行うこともできます。(URL <http://www.mlit.go.jp/common/001282277.pdf>)



【「支障がない状態の確認」のパンフレット】

3. 排水設備の清掃

(1) 関係法令・対象施設等

①建築物衛生法^{*1}に基づく清掃

(建築物衛生法第4条、施行令第2条第2号、施行規則第4条の3)

・建築物衛生法の特定建築物^{*2}に該当する場合は実施が必要です。

※1：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称

※2：興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校（研修所を含む。）、旅館に使用される建築物で、延べ面積が3,000㎡以上。

ただし、専ら学校教育法第1条に定められている学校については8,000㎡以上。

(2) 対象部位

排水槽、排水ポンプ、排水管等

(3) 実施内容

排水に関する設備の掃除

(4) 実施周期等

6ヶ月以内ごとに1回

(5) 点検資格者

点検資格者の規定はありませんので、職員自ら

実施することも可能ですが、その場合は建築物環境衛生管理技術者の監督のもとで実施する必要があります。

(6) 留意事項

①排水の管理状況は帳簿書類に記載し、5年間保存する必要があります。

②「人事院規則10-4第15条、事務所衛生基準規則第14条等」により、国家公務員が勤務する建築物では、施設の用途・規模に関わらず、全ての国家機関の建築物等において、排水設備の補修及び清掃を行わなければならないませんが、これは、性能維持



【洗面器下部の排水管】

(2) 測定周期

測定は、2ヶ月以内ごとに1回、定期に実施することが必要です。

(3) 測定資格者

資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。ただし、所定の測定機器（事務所衛生基準規則第8条及び建築物衛生法施行規則第3条の2に規定）により測定する必要があります。

また、特定建築物に該当する場合は、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

(4) 留意事項

- ①人事院規則に基づく執務環境測定の場合、測定を行った際にはその都度、次の事項を記録し、3年間保存する必要があります。
 - 1) 測定日時
 - 2) 測定方法
 - 3) 測定箇所
 - 4) 測定条件
 - 5) 測定結果
 - 6) 測定を実施した者の氏名
 - 7) 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
- ②建築物衛生法に基づく執務環境測定空気環境の測定（延べ面積が3,000㎡以上の事務所等）の場合、測定結果は帳簿書類に記載し、5年間保存する必要があります。

お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐
TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115